～ 中間前払金の支払までの流れ ～

　　　　　　　　　　　　　　　　　①認定の請求（様式１・様式２）

受注者

岡垣町

（発注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　②認定調書の交付（様式３）

　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤中間前払金の請求

⑥中間前払金の振込み

③保証の申込み

④保証証書の発行

⑦払出請求

⑧支　払

保証会社

金融機関

**【 工期及び出来高が２分の１以上経過したとき 】**

　① 認定の請求（受注者 ➝ 発注者）

　　「認定請求書（様式第１号）」及び「工事履行報告書（様式第２号）」を提出

　② 認定調書の交付（発注者 ➝ 受注者）

　　工事履行報告書等に基づき調査し、認定条件を具備している場合、「認定調書（様式第３号）」

　　を交付

　③ 保証の申込み（受注者 ➝ 保証会社）

　　交付された認定調書を添えて、保証会社に中間前払金保証の申込

　④ 保証証書の発行（保証会社 ➝ 受注者）

　　保証会社から「中間前払金保証証書」が発行

　⑤ 中間前払金の請求（受注者 ➝ 発注者）

　　「中間前払金保証証書」、「中間前払金交付願」、「認定調書」の写し及び町の「請求書」を提出

　⑥ 中間前払金の振込み（発注者 ➝ 金融機関）

　　受注者の金融機関に、請求を受けた日から１４日以内に中間前払金を振込み

　⑦ 払出請求（受注者 ➝ 金融機関）

　　金融機関へ中間前払金の払出請求

　⑧ 支払（金融機関 ➝ 受注者）

　　金融機関より中間前払金が支払